

吉田町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年4月21日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	生涯学習課
【指摘事項】 （平成29年2月28日 吉監第56号）	
<p>自動販売機電気料の調定事務及び収納事務について</p> <p>平成27年度定期監査において指摘事項となり、今回定期監査において処理状況報告書が提出されている。しかしながら、図書館において吉田町財務規則及び契約書の規定に反する事務（平成27年度下半期分及び平成28年度上半期分納入通知書に、起票年月日及び納付期日を未記載で交付している事例）がみられたので、適正な調定事務及び収納事務が行われているとは認め難い。2年連続同様な指摘を受けたことを真摯に受け止め、今後については吉田町財務規則及び契約書の規定を遵守し、的確な内部統制を図り、調定事務及び収納事務を適時、適正に行うべきである。</p>	
【措置の内容】 （平成29年4月17日 吉教生第57号）	
<p>平成28年度定期監査結果において2年連続同様の指摘を受けたことを重く、真摯に受け止め、より一層の内部統制を図るとともに調定事務及び収納事務を適時、適正に行います。</p> <p>特に自動販売機電気使用料における調定事務及び収納事務については、別紙のとおり「納入通知書（兼領収書）」の記載例と注意事項及び確認事項等（以下「別紙」という。）を明記した資料を作成し、既に作成しております「飲料用自動販売機取引契約に関する行政財産目的外使用料・飲料用自動販売機電気使用料調定事務及び収納事務手順書」に基づき事務処理を進めます。</p> <p>具体的な事務処理方法は、必要事項を記載した納入通知書とともに別紙を添付し、複数者による確認体制をとり決裁処理を行います。</p>	

吉田町財務規則第48条（徴収の手續）、第54条（納入通知書等の納期日等）、契約書第6条（報告書の提出）、第7条（電気使用量の算定等）の規定を遵守した適正な調定事務及び収納事務に努めていきます。